

野菜需給・価格情報委員会に関する公表事項等 についての一部変更について（案）

1. 趣旨

今般、当委員会の「野菜の需給・価格の見通し」の立て方を見直すことに伴い、事務局が当委員会に提出する資料の公表に係る規定を整備する必要があることから、野菜需給・価格情報委員会に関する公表事項等についての一部を変更する。

2. 変更事項

○ 委員会の資料を非公表とする場合の追加

現在、事務局が委員会に提出する資料は全て公表することとしているが、今般の見直しにおいて、対象とする産地の情報がより詳細かつ精緻となる方向での改善を図ることから、これに関連し、公表することが不適當な場合は、非公表とするものである。

【公表することが不適當な場合】

- ・産地毎の気象情報 など

3. 施行時期

平成 21 年 6 月 11 日